

## 特集1

# 国際仲裁の新たな潮流 ～海外の最新動向と日本の課題～

## 国際仲裁・新たな潮流 －待ったなしのインフラ整備の必要性－

- I はじめに
- II 日本の外で何が起きているのか—Golden Age of Arbitration
- III 各国の仲裁振興政策—香港・シンガポール・マレーシア・韓国を中心に
- IV 日本は何をすべきか

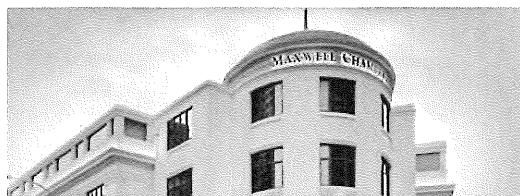


第一東京弁護士会会員  
**小原 淳見**  
*Ohara, Yoshimi*

### I

#### はじめに

シンガポールの地下鉄タンジョン・パガー駅の階段を上ると、レトロな白亜の建物が南国の青空に映え出迎えてくれる。これがシンガポールを一躍世界の一大仲裁地に押し上げた Maxwell Chambers である。



Maxwell Chambers (シンガポール)<sup>1)</sup>

Maxwell Chambersは、仲裁や調停を行う施設で、仲裁で口頭弁論や証人尋問を行う審問室（ヒアリングルーム、裁判で言えば法廷に相当）を10部屋備えている。あわせて仲裁人の控

え室、双方の仲裁代理人がヒアリングの準備をする部屋（通称ウォー・ルーム）も12部屋ある。Maxwell Chambersのサービスは至れり尽くせりで（冷房が効きすぎていることをのぞけば）、海外からやってくる仲裁人も仲裁代理人も、仲裁のことだけ考えればよいよう、各部屋にはWi-fiはもちろんのことコピー機も設置してもらうことができ、深夜まで使って、シンガポールに拠点のない当事者にとっても、「にわかシンガポールオフィス」を立ち上げることができる。

Maxwell Chambersは、世界各国の仲裁機関や仲裁人にオフィススペースも提供している。地元のシンガポール国際仲裁センター（SIAC）に加えて、国際商業会議所（ICC）国際仲裁裁判所（本部パリ）、ロンドン国際仲裁裁判所（LCIA）（本部ロンドン）、米国仲裁協会（AAA）の国際部門であるICDR（本部ニューヨーク）、国と投資家の紛争解決を専門に扱うICSID（本

1) <http://www.maxwell-chambers.com/>

部ワシントンD.C.)、常設仲裁裁判所(PCA)（本部ハーグ）、WIPO（本部ジュネーブ）等のなだたる国際機関が軒並みオフィスを構えている。

Maxwell Chambersをヒアリング用に提供した2009年<sup>2)</sup>から、SIACでの年間仲裁受理件数は100件を超えるようになり、2015年には271件を記録した。Maxwell Chambersの成功は、第2のMaxwell Chambersを目指す審問施設（ヒアリング施設）を世界各地に誕生させた。

## II

### 日本の外で何が起きているのか —Golden Age of Arbitration—

現シンガポール最高裁長官のスンドゥレッシュ・メノン氏は2012年International Council for Commercial Arbitration (ICCA) の国際会議の基調講演で<sup>3)</sup>、世界各地の高名な仲裁実務家を前に、国際仲裁が黄金時代を迎えており一方で、国際仲裁の果たす重要性に鑑み、更なる改善・改良が必要であると提言した。日本では、日本商事仲裁協会（JCAA）の年間新規受理件数がここ5年で20件前後にとどまる中で、日本の外ではいったい何が起きているのか。

世界各地のおもな国際仲裁機関の仲裁申立受理件数は、軒並み伸びている。ICCの2015年の新規受理件数は801件で、2005年の1.5倍である<sup>4)</sup>。LCIAの2015年新規受理件数は326件で、2005年の1.5倍である<sup>5)</sup>。SIACは2005年比で3.7倍<sup>6)</sup>の躍進を見せていている。

2) 正式オープニングは2010年。

3) [http://www.arbitration-icca.org/media/0/13398435632250/ags\\_opening\\_speech\\_icca\\_congress\\_2012.pdf](http://www.arbitration-icca.org/media/0/13398435632250/ags_opening_speech_icca_congress_2012.pdf)

4) <http://www.iccwbo.org/Products-and-Services/Arbitration-and-ADR/Arbitration/Introduction-to-ICC-Arbitration/Statistics/>

5) <http://www.lcia.org/LCIA/reports.aspx>

6) <http://www.siac.org.sg/2013-09-18-01-57-20/2013-09-22-00-27-02/annual-report>

7) <https://www.pcacases.com/web/view/7>

8) 本章は、日本仲裁人協会（JAA）が2013年に経済産業省から委託した「ICSID条約13条に基づく仲裁人及び調停人の指名に向けた調査・分析に関する委託調査報告書」の記載を参考にした。筆者自身、JAAの研究員として香港とマレーシアに赴き、行政、司法、仲裁機関の代表者、現地の仲裁実務家の意見聴取を行った。

国際仲裁の重要性は、その件数の増加だけではない。国際仲裁の扱う国際紛争の当事者の多様性、扱う紛争の多様性は、一国の裁判所の扱う紛争の枠をはるかに凌駕する。2015年ICCが新たに受理した仲裁の当事者は133の国と地域にまたがり、国または国営企業が当事者となっている案件も13%を占める。

国際仲裁は、私人間の紛争から、国家と私人の紛争、国家間の紛争も対象とする。国が当事者となる紛争では、国による紛争解決への介入を阻止し、司法制度の確立していない国や地域に法の支配を実現し、国家間の紛争を力ではなく法に則って解決する手段を提供する。現に中国とフィリピンの南シナ海をめぐる係争はフィリピンの仲裁申立によりPCAに係属している<sup>7)</sup>。

各国のローカルな裁判手続で紛争を解決するのではなく、世界中どこに行ってもサプライズなく、ある程度平準化され、信頼できる手続で紛争を解決する手段を提供する国際仲裁は、人や物の移動がグローバル化する今日において欠かせない紛争解決手段となっている。

## III

### 各国の仲裁振興政策—香港・シンガポール・マレーシア・韓国を中心に<sup>8)</sup>

#### 1 概観

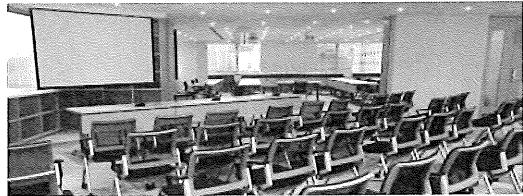
国際仲裁が黄金時代を迎える中、世界各地で仲裁を振興、仲裁を招致するためのプログラムが展開している。振興策の具体的な内容及び主

体は、ざっくり言って各地における仲裁の普及度合いを反映して様々である。既に仲裁がかなり普及している国や地域では、仲裁の利用者である民間（弁護士や弁護士会や速記業者等）が主体となって、ヒアリング施設を新たに整備し<sup>9)</sup>、あるいはヒアリング場所となる施設を紹介したり、その他ヒアリングに必要な様々なサービスのあっせん（ホテルの紹介、通訳や速記者の手配等）<sup>10)</sup>を行う等して、仲裁の招致に力を入れている。他方、仲裁がさほど普及していない「仲裁新興国」では、官民一体となってハード（ヒアリング施設他）・ソフト（法制度改変及び司法改変、地元の仲裁機関の強化、人材育成、PR活動他）両面で、自国での仲裁の普及及び仲裁の質と量の向上並びに仲裁招致のための施策を導入している。その成功例がまさにシンガポールである。もっともアジアで官民一体の仲裁振興策を導入した第一号は中国返還前の香港で、シンガポールは香港の成功と仲裁の重要性をいち早く認識し、香港にならって仲裁振興策を導入した。以下、香港、シンガポール、マレーシア、韓国での官民一体の仲裁振興策を紹介する。

## 2 香港

香港での仲裁振興策は、1980年代初頭に遡る。当時アジアに仲裁拠点がなく、英領香港政府は、香港のアジアにおける金融センターとしての地位を強固にするためには、仲裁による紛争解決手段を提供する必要があると考え、仲裁法の改正、仲裁機関の設立に着手した。香港仲裁の父といわれるNeil Kaplan氏は、仲裁機関の事業はもうかるビジネスではなく、政府の経済的支援が不可欠と説く。現在香港国際仲裁セ

ンター（HKIAC）は、香港の国際空港から香港市内をつなぐExpressの香港駅の隣の一等地にオフィスを構える。ここは香港政府の管理する金融センタービルで、香港政府はHKIACにほぼ無償で提供している。



香港国際仲裁センター（HKIAC）（香港）<sup>11)</sup>

香港のHKIACの施設は単なる箱物を超えて、そこに行けば仲裁機関があり、仲裁に関する情報が全て得られる情報発信の拠点でもある。仲裁に関する様々なイベントも基本このHKIACの施設で開催される。

香港では、箱物の整備と合わせて、諸外国の一流の仲裁実務家の見解も取り入れながら、最先端の仲裁法、仲裁規則を整備した。更に、裁判所も、司法改変を行い、仲裁関連の事件を専門に扱う部署を設け、一人の裁判官が仲裁関連の司法手続全体を統括している。香港の裁判所は、仲裁を振興するため、裁判所による仲裁への介入を最小限にとどめる一方、仲裁を本案とする保全措置の発動や、仲裁合意に反して提起された訴訟の速やかな中止、仲裁判断の速やかな執行など、仲裁をバックアップする司法であることを強くアピールしている。更に香港市立大学や英国仲裁人協会（Chartered Institute of Arbitrators）は仲裁実務家の育成に力を入れている。

このように、官民、とりわけ、司法・立法・行政三位一体の協力と地元香港の実務家及び海

9) ロンドンのIDRC、ニューヨークのNYIAC、トロントのArbitration Placeなど。

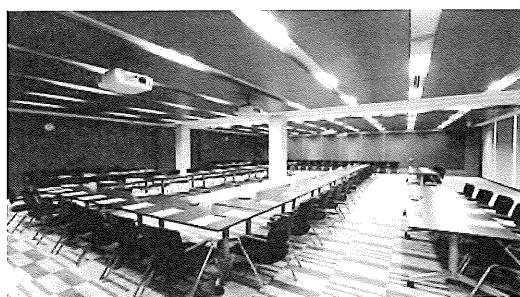
10) スイスなど。

11) <http://www.hkiac.org/>

外の実務家が協力しながら仲裁振興策を策定・導入した点、海外の仲裁機関の香港オフィスの設置も歓迎し、HKIACの仲裁受理件数の増加にとどまらない、香港における仲裁の振興全般に力を入れた点に香港の仲裁振興策の大きな特長がある。香港は、この仲裁振興策が功を奏し、シンガポールが台頭する2010年頃まではアジアでの仲裁拠点としての地位を独り占めしてきた。

### 3 シンガポール

積極的に外資を誘致し国際的なビジネスの拠点を目指すシンガポールは、早くから国際紛争を解決するインフラが国際的ビジネスの拠点には不可欠と考え、積極的に仲裁振興策を導入してきた。2002年、当時副首相であった、現シンガポール首相のリー・シェンロン氏自ら、国際紛争解決のインフラの重要性を唱え、法務省 (Law of Ministry) が先頭にたって、仲裁拠点の整備に力を入れた。その大きな成果の一つがMaxwell Chambersである。シンガポール政府は、もともと税関の建物であったMaxwell Chambersを、諸外国のヒアリング施設を参考にしながら2年かけて改装し、2009年にヒアリング施設として公開した。Maxwell Chambersは、HKIAC同様、世界一流の仲裁人を招いては講演会を催す等、仲裁を学ぶ場所でありまた国際仲裁についての情報発信の場となっている。



Maxwell Chambers (シンガポール)<sup>12)</sup>

12) <http://www.maxwell-chambers.com/>

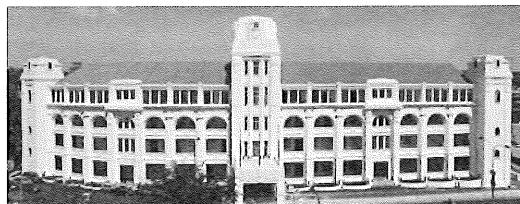
行政府による箱物の支援と合わせて、シンガポールの立法府及び司法府も仲裁をバックアップしている。立法府は仲裁法を改正して2006年版のUNCITRALモデル法を取り入れている。また司法府は、仲裁判断の承認執行を速やかに行い、裁判所が仲裁の庇護者であることを最高裁長官自ら世界を行脚しながら宣伝している。裁判官も、諸外国の著名な仲裁人がシンガポールに来訪する機会を利用しては、仲裁の講義を受け世界の国際仲裁の問題点、諸外国の裁判所における仲裁の取り扱いを学んでいる。その他海外の仲裁人の報酬を非課税にしたり、ビザ要件を緩和するなど、シンガポールの諸制度がシンガポールへの仲裁の招致の支障とならないよう、様々な施策を導入している。

このようにシンガポールでは、国策として仲裁振興策を導入し、海外の一流の国際仲裁の専門家を取り込んで、SIACをシンガポールのローカルな紛争解決機関から一躍アジアそして世界の仲裁機関に成長させ、シンガポールをアジアにおける仲裁の大ハブに押し上げた。

### 4 マレーシア

マレーシアのKLRCAは、Asian African Legal Consultative Organisation (AALCO) とマレーシア政府の合意に基づき、1978年にクアラランプールに設立された仲裁機関で、もともとマレーシア政府がKLRCAに施設面、財政面で支援する義務を負っている点で、他の仲裁機関と大きく異なる。当初KLRCAは余り活用されていなかったが、香港や隣国シンガポールでの仲裁誘致の成功を受け、KLRCAのトップであるSundra Rajoo氏の強いリーダーシップのもと、立法、司法、行政及び法曹関係者が一体となって2000年頃から仲裁振興に力を入れ始めた。2014年にマレーシアが満を持してオープン

したSulaiman buildingは、もともとシャーリア法の裁判所であったが、今般全面改装し最新鋭の設備を備えた仲裁ヒアリングルーム、国際会議場を擁する国際仲裁の拠点として生まれ変わった。Sulaiman buildingには、KLRCAの他に、PCA、オリンピックの代表選手選考などをめぐる紛争の解決を扱うスポーツ仲裁裁判所(CAS)、英国仲裁人協会マレーシア支部、マレーシア仲裁人協会、マレーシア政府の仲裁に関する研究機関などがオフィスを構えている。



Sulaiman building (KLRCA) (マレーシア)<sup>13)</sup>

マレーシアの仲裁法は2005年に大幅に改正され、UNCITRALモデル法を取り入れた。Rajoo氏が中心となって精力的にKLRCAの宣伝活動、仲裁の普及・教育活動を行い、裁判官の仲裁に対する理解を高め、それを通じて裁判所による仲裁への介入を控えるよう啓蒙活動を行っている。またマレーシア政府及びマレーシア国営企業は、彼らが締結する契約書の紛争解決条項にKLRCAによる仲裁を定め、間接的にKLRCAによる仲裁を支援している。

## 5 韓国

韓国は1990年代後半の経済危機及びその後のIMF支援体制のもと、韓国企業を当事者とする国際仲裁案件が多く申し立てられ、アジアの大蔵法系の国としては仲裁件数が多い国である。大韓商事仲裁院(KCAB)の2015年の新規仲裁受理件数は413件を記録した。1999年には

アジアで初めてUNCITRALモデル法(1985年版)に全面的に準拠した仲裁法を制定し、2013年には、ソウルの一等地にソウル国際紛争解決センター(SIDRC)を開設している。SIDRCはヒアリングルームが2つと小ぶりの施設ではあるが、アップルとサムスン製の最新鋭の機器、テレビ会議システムを設けて、ソウルで行う仲裁の利便を高めている。またSIDRCはAAA、HKIAC、ICC、LCIA、SIACと協力関係を結び、仲裁をSIDRCに誘致し、定期的にSIDRCでは仲裁に関するレクチャーを行い仲裁の普及振興に努めている。当初民間主導で進められた仲裁のプロモーションは、ソウル市の経済的支援を得てSIDRCが設立したことにも見られるように、昨今官を巻き込んだ仲裁振興策へと大きく様相を変えている。



ソウル国際紛争解決センター (SIDRC)<sup>14)</sup>

2016年には、仲裁法を再度改正して、香港やシンガポール同様、2006年版のUNCITRALモデル法を取り入れた。また現在議会では仲裁産業振興に関する法律が審理されている。仲裁産業振興に関する法律(案)は、文字どおり国が

13) <http://krlca.org/>

14) <http://www.sidrc.org/main/main.php>

積極的に仲裁振興にコミットすることを定めた法案で、政府が仲裁産業振興基本計画を5年ごとに作成、実施するとともに、政府が仲裁を振興するための紛争解決施設の設置、仲裁専門家の養成、仲裁振興のための研究及び国際協力などの事業を推進することを規定、更に韓国に仲裁を誘致することを明示的に政策目標の一つに掲げている。法案成立後韓国政府が具体的にどのような政策を打ち出すのか興味深い<sup>15)</sup>。

## 6 なぜ仲裁を育成、誘致するのか

以上、香港、シンガポール、マレーシア、韓国の仲裁振興策を駆け足で概観した。いずれの国にも共通してみられるのが、自国（地域）の仲裁を振興し、自国（または都市）に仲裁を招致することを目標に据え、官民一体の協力体制を築いている点、三権の間に若干の温度差があるものの司法・立法・行政三位一体のコミットがある点に特長がある。なぜ各国は仲裁振興に力を入れるのか。

各国共通してみられるが、仲裁振興を産業政策ととらえている点である。すなわち、第1に、仲裁振興が、都市を国際的なビジネスの拠点に成長、発展させるために不可欠であるという考え方である。国際的なビジネスのハブでは国際的に受け入れられる紛争解決手続を提供する必要があるという。この政策は、ドバイ国際金融センター（DIFC）や上海の自由貿易特区（FTZ）における仲裁整備にも共通してみられる。現に世界の主要経済都市には国際的な仲裁機関があり、多数の国際仲裁案件を処理している。

第2に、仲裁振興そのものが経済効果を生み出すという考え方である。直接的には各国のリーガルサービスに対するニーズが増え、仲裁に関連するビジネスのみならず、ホテル業、飲食業、観光業などのホスピタリティー産業が潤

う、という考え方である。仲裁の拠点になれば、年間何回か国際会議が開かれ、世界各地から多数の仲裁実務家が都市を訪れる。2014年の国際法曹協会（IBA）東京大会をご記憶の方も多いのではないか。国際会議は一大ビジネスである。現に、香港は政府が仲裁振興に財政支援をするにあたって、香港での仲裁が香港のGDPに与える経済効果を試算している。トロントのピアリング施設であるArbitration Placeがトロントにもたらす経済効果は、246 millionカナダドルと試算され、トロントのフィルムフェスティバルがもたらす経済効果（約100 millionカナダドル）より大きいと言われている。イスイスでも、イスイスに仲裁を招致する経済効果は約300億円に及ぶともいわれている。ソウル市がSIDRCを経済的に支援する決定をした背景にもまさにこのソウル仲裁が同市にもたらす経済効果がある。

そして、明示的には語られていないものの、各国の仲裁振興政策の背景には国際社会における法の支配の主導権争いが感じられる。国際仲裁は、グローバルにビジネスを展開する個人及び企業が、どの国に行っても安心して法的救済を得るための司法インフラである。これは司法制度の整備されていない新興国に限ったことではなく、先進国でも国ごとに異なる裁判制度に翻弄されることなく安心して事業ができるのは仲裁の大きな魅力である。かつ仲裁判断は、ニューヨーク条約に加盟する156カ国での執行が少なくとも制度的には担保されているため、各国の裁判所の判決とは比べものにならない国際通用力を持つ。その一方で国際仲裁には、民事訴訟法や民事保全法のような精緻な規則はなく、仲裁人及び仲裁代理人が実務を積み重ねる中で、あうんのルールを作り上げている。各国の仲裁機関はいち早く仲裁規則を改定し、最新

15) 生憎この法案は後に審議を経ずに廃案となったが、新たに議会に上程される見込である。

の規則を公表しては、世界のユーザーに対し自らの仲裁機関をアピールする。各国の弁護士会や仲裁人協会は、「より優れた」仲裁実務のガイドラインを公表し、国際仲裁のルール作りにおけるリーダーシップをとろうとしている。

リーダーシップをとった者が、国際仲裁で信頼を勝ちえ、自ら提唱したルールにのっとって仲裁を実践する。例えば、仲裁人の利益相反、仲裁手続における証拠開示、証人尋問、翻訳証拠のルール、最近では、保全処分の要件と効果、第三者が仲裁に経済的支援を行うthird party funderの問題など、様々な動きがある。

更に仲裁機関の間では、国際社会にインパクトのある事件を受任しようという動きがある。例えば国と投資家との投資協定に基づく紛争は、従来ワシントンD.C.に本部のあるICSIDが公表事例の約6割の事件を扱ってきたが、ICSID以外では主にPCAが国家と投資家との仲裁を扱っており、通常の商事仲裁を扱う仲裁機関が投資協定仲裁を扱う例は限られていた。ところが今年になってSIACは投資仲裁の仲裁規則を公表した。またKLRCAは、マレーシアを当事国とする投資協定において、協定に基づく仲裁を扱う仲裁機関に指定されている場合もある。このように仲裁機関同士しのぎを削る一方で、国際社会におけるプレゼンスを高めるために国が自国の仲裁機関を支援している様が見てとれる。

このリーダーシップは、仲裁手続という手続法のみならず実体法にも及んでいる。シンガポールはビジネスローにおける大陸法と英米法を融合させた新たな法律を提言している。アジアは、国際仲裁の世界でこそ英米法系の国と地域の存在感が強い（香港、シンガポール、マレーシア）が、実際ほとんどの国が大陸法系の国である。シンガポールのアイデアは、アジア

各国でビジネスをするにあたってサプライズがないよう、ビジネスローの世界で実体法の融合を図ろうとするもので、まさにその融合にあたってシンガポールがリーダーシップをとろうとしている。

仲裁における適用法令がどこかの国の法律であればまだしも、条約や国際慣習法が適用される投資協定仲裁では、仲裁人が仲裁判断を通じて、まさに国際投資法を創る役目を事実上担っている。世界に3000近くある投資協定には、国際慣習法を背景として、異なる国家間の条約でも似かよった条約文言が採用されている。そのため、投資協定仲裁の世界では、仲裁判断で示されたある投資協定の条項の解釈が、異なる国家間の投資協定の似かよった条項の解釈に事実上影響を及ぼすことはまれではない<sup>16)</sup>。現在、投資協定仲裁の仲裁人は圧倒的に欧米の法曹、研究者であるため、アジアの国々の締結した投資協定の解釈が、別の国の投資協定に関連して欧米の仲裁人が行った仲裁判断によって影響を受ける事態が生じている。このため、自国での仲裁振興を通じ、国際仲裁の世界でリーダーシップを發揮していくことは、各国にとり、手続法、実体法の両面で極めて重要な課題となっている。

## IV

### 日本は何をすべきか

さて、ここまでお読みいただいた日本国外のGolden Age of Arbitrationの空気を感じただけただろうか。日本国内で、国外の国際仲裁の熱狂を感じることは難しい。日本は、1961年にニューヨーク条約にいち早く加盟し、2004年にUNCITRALモデル法に準拠する仲裁法を採用したが、仲裁法制定後10年を経て、JCAAの

16) 投資協定仲裁判断の大多数は、商事仲裁判断と異なり制度上または事実上公表されている。

仲裁は引き続き年間20件前後を維持している状況である。筆者自身、こここのところ担当した国際仲裁の仲裁地はほとんど国外である。日本は引き続き国際仲裁に無縁でよいのか。ニーズがないという整理でよいか。企業の意見を聞いても、国際仲裁がどんなものか、どう利用したらいいのか分からず、利用してみたがとんでもなく費用がかかったという声を耳にする。それは、まさに国際仲裁の理解が十分でなく、かつ国際仲裁のルール作りに日本のユーザーの声を反映するようなリーダーシップが十分發揮できていないことの証左ではないか。

日本経済が長期低迷するなかで、国内に海外から投資を呼び込み、かつ日本企業の海外、とりわけ新興国への投資を後押しすることが経済政策の柱となっている中で、国際仲裁を産業政策ととらえるアジア近隣諸国の動きは極めて示

唆的である。アジア近隣諸国と日本との「国際仲裁力」の溝が開く中、官民一体となった仲裁振興策の導入は待ったなしの状況にある。ハード（ヒアリング施設の設置）及びソフト（仲裁法の改正、仲裁実務家の育成、その他仲裁促進策）両面からの仲裁インフラの整備が喫緊の課題である。早期に、司法、立法、行政及び仲裁実務家、研究者の英知を結集して、日本に適した仲裁振興策を協議し仲裁のインフラを整える必要がある。香港仲裁の父、Kaplan氏は、箱物は実用性、仲裁の拠点としてのシンボル、両方の意味で一等地にあることが重要であるが、豪華である必要はなく、機能すれば十分であると力説する。我が国においても、2020年の東京オリンピックを前に、仲裁振興のシンボルとしての箱物の誕生を含めハード・ソフト両面での仲裁振興策の導入が喫緊の課題である。